

「日照不足・低温等対策会議」関連資料(抜粋)

日時：平成21年8月4日(火) 15:00～
場所：経営局第7会議室

21.8.4

農林水産省

日照不足、低温等への対応について

本年は、7月以降全国的に日照不足であることに加え、北海道では平年の2倍以上の降雨と7月中旬以降の低温に見舞われている。

この時期は、水稻の稔実をはじめ、夏作物の生育にとって極めて重要な時期であり、また、北海道では麦の収穫期にも当たることから、農業者をはじめ関係者は、今後の農作物の生育に懸念を持っている。

こうした現場の実情をしっかりと受け止め、農林水産省としては、当面の対策として、以下の対応をとることとし、状況に応じては、更に追加対策等を講じることとする。

1 省内の組織横断的な調査チームの派遣

7月31日より北海道3ヶ所及び九州北部に、省内の関係部局からなる調査チームを派遣し、農作物の生育状況、日照不足・低温等の影響等の実態を把握

2 関係局庁連絡会議の設置

1の調査も踏まえ、未だ日照不足、低温等による農産物被害規模等は明らかになっていないものの、

- ①被害を最小限に抑えるための予防対策の実施
- ②被害への速やかな対応のための準備態勢の整備

の観点から、本日付で官房参事官（災害担当）をヘッドとし、関係局庁の課長等による連絡会議を設置

(1) 被害を最小限に抑えるための予防対策の実施

- 農作物の生育状況、被害状況の早期かつ的確な把握
- 関係地方自治体や普及組織と連携し、適切な施肥、防除や排水対策等を指導

(2) 被害への速やかな対応のための準備体制の整備

- 農業共済団体等に対し、被害農業者への共済金の支払い又は仮渡しが年内に行えるよう、被害査定の体制・実施計画等の準備について指示・指導
- 被害農業者等に対する農林漁業セーフティネット資金等について、円滑な融通が行われるよう、及び既貸付金の償還猶予等の措置が的確に講じられるよう、関係金融機関に対し、相談窓口の開設だけでなく、被害が確定した時に、被害農業者に対して、パンフレット等によって丁寧な説明・対応が行われるよう準備を依頼
- なお、被害があったとしても、
 - ① 水田・畑作経営所得安定対策の固定払は、当年の収穫量に関係なく支払われるものであることから、生産農家が安心するよう、原則として8月中には支払が完了するよう再度確認作業中
 - ② 産地確立交付金は、災害の被害により収穫ができない場合においても、交付対象とすることについて、関係県に説明済み

北海道（空知・上川）における水稻・小麦の生育実態調査概要

1. 日時：平成21年7月31日（金）

2. 調査場所：空知支庁 由仁町（JAそらち南）
上川支庁 旭川市（JAたいせつ）
東川町（JA東川町）

3. 出張者：生産局農業生産支援課 小林首席生産専門官
他 2名

4. 調査結果

（1）気象状況

7月上旬から、低温・多雨・日照不足の傾向。特に多雨・日照不足が顕著で、7月の降水量は平年の約3倍となっている。なお、7月25日頃から天候は幾分回復傾向（7月31日の天候（旭川）；最低気温17°C、最高気温27°C、曇りのち晴れ）。

（2）水稻

① 生育状況

7月1日時点では、平年比2日程度遅れていたものの、草丈、茎数とも平年並みであった。しかし、その後の気象状況の影響により、現在、以下のようない状況。

- 生育ステージは、穂ばらみ期（空知）～出穂期（上川）であり、4日～6日の遅れ。
- 減数分裂期に低温傾向で推移したことから、不稔の発生が懸念されるところ。（冷害危険期の平均気温が平年比3°C程度低く推移。最も低い時で平年比▲5°C）
- 平成5年ほど低温ではなかったが、顕著な多雨・日照不足が今後の生育に及ぼす影響が不安材料。

- 道が登熟期に不稔発生率の調査を行う予定だが、結果の判明は8月下旬以降となる見通し。
- ② 技術対策等の実施状況
 - 7月上旬より農業改良普及センターが生産者に深水管理の徹底を指導。また、生育初期から畦畔補強に努める等の対策を講じていたことから、実施状況は例年よりも良好。ただし、一部では深水管理を実施していないほ場あり。
 - いもち病については、葉いもちが少ないものの、発生好適日が続いているため、発生田での徹底防除を指導。

(3) 小麦(空知のみ)

- ① 収穫状況
 - 収穫の進捗率は約6割。平年比2日程度の遅れ。
 - 現在、秋播き小麦(ホクシン)を収穫中。きたほなみは、ホクシンよりも約1週間遅れて収穫期を迎える見込み。
 - 収穫前の一部ほ場に赤かび病、倒伏及び穂発芽が見られる。
- ② 品質、被害の状況
 - 収量は平年と大差ないが、現在搬入されている麦の約2割が穂発芽被害粒。被害のより深刻な麦は、仕分けられ、乾燥調製・貯蔵されているところ。
 - 今後収穫される麦の穂発芽被害粒割合は、降雨が続けばより高くなる懸念。
 - 赤かび病によるカビ毒(デオキシニバレノール)については、基準値(1. 1 ppm)未満。
 - 品位は平年より低くなると見込まれることから、JAにおいて出荷前に比重選別機により再選別を行う予定。

写

21消安第4362号

21生産第2931号

平成21年7月24日

北海道知事
各地方農政局長

} あて

(農林水産省) 消費・安全局長

(農林水産省) 生産局長

日照不足、低温及び大雨に対する農作物の技術指導について

本年は、6月に北日本を中心に続いている日照不足が7月に入り全国的な現象となっていることに加え、7月中旬以降北海道では低温が続いているほか、気象庁によると、北日本を中心に今後1ヶ月程度低温となる可能性が示されるなど、農作物の生育への影響が懸念されている。また、西日本等では大雨により農産物に被害がみられている。

こうした状況を受けて、「平成21年農業技術の基本指針について」(平成21年3月6日公表)を踏まえつつ、下記の事項に十分留意の上、農産物の被害を最小限に抑え、生育の回復等を図るため適切な対応が行われるよう(貴局管内の各県に対し)指導の徹底を図られたい。

記

1. 水稲

(1) 施肥・防除対策

ア 寡照による軟弱徒長気味の生育が見込まれることから、施肥については葉色、生育診断等に基づき適期適量の施用を徹底すること。特に、今後の気象の見通しやいもち病の発生状況に十分留意し、窒素質肥料の過剰施用を避けること。

イ 北海道、東北及び北陸地方を中心に、今後低温・寡照傾向が見込まれることから、葉いもちの適期防除に努めることとし、さらに上位葉への進展が見られる場合には、出穂期を的確に把握して、穂ばらみ期(出穂直前)と穂揃期の防除を確実に実施すること。

(2) 北日本等における用水管理対策

- ア 北海道、東北及び北陸地方においては、今後、幼穂形成期から出穂期までの冷害危険期を迎えることから、低温時（冷害危険期中に日平均気温が20℃を下回る日が長期間続く場合や、短期間でも17℃を下回る場合）の深水かんがいを徹底すること。
- イ 深水かんがいの実施に当たっては、幼穂形成期には10cm以上、穂ばらみ期には20cm程度の水深の確保を基本に、生育進度に合わせて水深を深くするよう農業者に徹底すること。
- ウ 中山間地等用水温が低い地域においては、用水温、水田水温、気温を事前に測定するとともに、屋間止水等により水田の水温及び地温の確保に努めること。
- エ 出穂開花後は間断かん水により根の活力を維持し、高次分げつも含め登熟の向上を図る。その際、登熟期の気温、気象条件に即応した通水間隔や落水期を決定することとし、早期落水は厳に抑止すること。

(3) 冠水被害等を受けたほ場対策

浸水、冠水被害を受けたほ場では、速やかな排水に努め、特に冠水した場合は、少なくとも葉先だけでも水面に出すよう努めること。また、排水後は、白葉枯病等の防除に留意すること。

なお、冠水被害を受けた稲体は水分調節、肥料吸収等の機能が低下していることから、田面の過度な乾燥に注意すること。

2. 麦類

- (1) 収穫期を迎えている北海道においては、長雨の影響から品質の低下や穂発芽の発生等が懸念されるため、収穫適期を逃さないようほ場毎の登熟状況を的確に把握し、天気予報に基づいた計画的な収穫作業に努めること。
- (2) 倒伏や赤かび病等が発生しているほ場は、健全なほ場と分けて収穫・乾燥調製を行うことにより品質確保に特に留意すること。また、乾燥調製施設の荷受け時においても穂発芽や赤かび病のチェックを入念に行い、被害粒が確認された場合には別に乾燥調製を行い、健全粒との仕分けを徹底すること。
- (3) 収穫後は速やかに乾燥を行い、半乾貯留（子実水分17%程度以下）を行いう場合でも一次乾燥が終わり次第、速やかに仕上げ乾燥を行うこと。
- (4) 調製に当たっては、粒厚選別機や比重選別機を用いて高品質な麦に仕上げるよう努めること。

3. 豆類

- (1) 長雨、日照不足により生育の遅れがみられる場合には、必要に応じ追肥を行う等により生育量の確保に努めること。特に、土壤の多湿状態が長く続き、根系が酸素不足になると根粒菌の活動が抑制されることから、排水対策や中耕・培土により根粒菌の活動を活性化させ、葉色や生育状況に応じて窒素追肥を適切に行うこと。
- (2) 浸水や冠水等により再播種を行う場合は、播種限界に注意しつつ、播種時期に応じ播種量を増やす等により苗立ち数の確保に努めること。
- (3) 今後、低温多湿状態が続いた場合には、菌核病及び灰色かび病などの多発が懸念されるため、特に北日本を中心に適期防除に努めること。

4. 園芸作物

- (1) 低温・長雨・寡照の条件下では、生育・着果不良の発生や、病害が多発しやすいので、気象の推移と生育状況に十分留意しつつ、排水対策や病害虫防除対策を徹底すること。また、品目によっては雨よけ対策等を講じること。
- (2) 特に果樹については、果実の肥大に遅れが見られる場合は、着果状況に応じた的確な摘果を実施するとともに、徒長枝や密生枝のせん定を実施し、寡照下における受光の確保に留意すること。

5. てん菜、ばれいしょ

てん菜の褐斑病、根腐病、黒根病、ばれいしょの疫病の発生は多湿で助長されるので、被害の発生が見られた場合は、発生状況に応じて薬剤散布を行うこと。また、長雨等で冠水したほ場については、速やかに排水に努めること。

6. 飼料作物

生育停滞、湿害及び刈り取り適期の逸脱等により、収穫量や品質の低下の恐れがあるため、気象及び作物生育状況に応じた適切な肥培管理、排水対策や収穫調製を徹底すること。

北海道等で1番草の収穫が遅れている地域では、添加剤の使用等により良質なサイレージ調製に努めるとともに、飼料分析により品質を把握し、適切な飼料給与を図ること。また、適期の追肥により2番草の収量を確保すること。

7. 指導にあたっての留意事項

- (1) 指導機関は、地域の気象台等との密接な連絡により最新の気象情報を把握すると共に、農業者団体、共済組合等関係機関とも密接に連携し、気象、農作物の生育、病害虫の発生の状況等の情報の共有に努めること。また、これらの情報を農家等へ的確に提供しつつ、技術指導に努めること。
- (2) 病害虫防除の指導にあたり、病害虫防除所は、試験研究機関及び普及指導センター等その他の関係機関と密接に連携し、発生予察に係る巡回調査を強化すると共に、的確な発生予察情報の提供と防除指導に努めること。
- (3) 農薬散布を実施する場合には、農薬使用基準を遵守した薬剤散布の実施を指導すること。